福井県地域福祉支援計画の概要

計画策定の趣旨等

○地域社会の状況

- ・人口減少や少子高齢化により地域の支え合い機能が低下
- ・高齢の親と無職独身の子が同居する「8050問題」や介護と育児に同時に直面 する「ダブルケア」など複合的な課題が発生
- →制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」の関係ではなく、 地域住民等が共に支え合い、地域を共に創っていく「地域共生社会」の 実現が必要
- ○社会福祉法の改正(2017年6月)

〈主な改正点〉

- ・地域住民が主体的に地域生活課題を解決
- ・複合的課題等に対応できる包括的な支援体制の整備
- ・県および市町における地域福祉(支援)計画の策定

○計画の位置づけ

- ・市町の地域福祉計画の策定や地域福祉推進に関する取組を広域的な見地から
- ・各福祉分野の個別計画(障害者、高齢者、子ども)と連携・整合を図り、各 計画に共通する地域福祉に関する事項や個別計画では対応できない事項につ いて、地域福祉の視点から横断的、総合的に記載
- ○根拠法令

社会福祉法第108条

○計画期間

2019年度から2023年度までの5年間

本県の地域福祉を取り巻く状況

○人口の状況

- 1999年をピークに年々減少
- ・年少人口と生産年齢人口は減少、高齢者人口は増加

○世帯の状況

- 単独世帯や夫婦のみ世帯の割合が増加
- ・1世帯当たりの人数は年々減少
- ○少子高齢化の状況
 - 出生数は年々減少、合計特殊出生率は全国平均より高く推移
 - ・高齢者数は年々増加、高齢化率は全国平均より高く推移
- ○支援が必要な者の状況
 - ・ひきこもりの相談件数は年々増加
 - 高齢者虐待の相談対応件数は減少傾向
 - 児童虐待の相談対応件数は近年増加

基本理念

「身近な地域で互いに支え合い、

誰もが安心して幸せに暮らせる地域社会の実現」

1 地域福祉を支える人づくり

(1)ボランティア活動者の確保

- ・小中学生対象の高齢者や障害者との交流会などの福祉教育を推進
- ・学生や社会人など多様な年代を対象とした福祉施設でのボランティア
- ・国体・障スポボランティアを地域の社会貢献活動に誘導、拡大

(2)地域における福祉活動の中核となる担い手の育成

- ・ボランティア、自治会長、民生委員、福祉委員など多様な担い手の連携
- 民生委員等を対象とした階層別研修を実施
- 定数増による民生委員の負担軽減

(3)福祉人材の安定確保

- ・潜在保育士の掘り起しや就職支援等による保育人材の確保
- 保育補助者の配置を支援
- ・無料職業紹介や福祉就職フェアにより介護など福祉分野で働く人材を確保
- ・介護施設等において高齢者の能力に応じた補助業務等を行う「ちょこっと就労」の普及

施策の展開

- ・介護ロボットの導入による介護職員の負担軽減
- ・外国人材受入れ促進のため日本語学習経費を支援

2 誰もが住みなれた地域で生活できる地域づくり

(1)住民主体の地域福祉活動の促進

- ・県内に根付いている社会奉仕やおすそ分け文化など地域のつながりの 力の維持・醸成
- 自治会、民生委員等による高齢世帯や児童の見守り活動の促進
- ・地域の公民館や空き家を活用した高齢者等が気軽に通える「通いの場」の整備

(2)誰にも優しいまちづくり

- ・障害者等の日常生活に必要な施設のバリアフリー整備の促進
- ・共生社会条例の普及による差別意識の解消など、心のバリアフリーの推進
- ・認知症の人や家族を見守る認知症サポーターの養成
- ・人権フェスティバルなどを通じた人権尊重意識の普及啓発

(3)災害に備えた体制の整備

- ・要配慮者の避難所生活に関するマニュアル作成等の体制整備
- ・地域における平常時からの要配慮者に関する情報共有の促進
- ・社会福祉施設職員を対象とした災害時の避難等に関する研修を実施

3 地域福祉サービスの基盤づくり

【目標数值】

【目標数値】

「通いの場」設置箇所数

・認知症サポーター延べ養成数

・共生社会条例出前講座延べ実施回数 400回 ・福祉避難所マニュアル作成市町数

【月樗数值】

・福祉人材センター利用の就職者数

・「ちょこっと就労」実施事業所数

·介護福祉士養成校外国人累計入学者数 70人

介護ロボットの導入事業所割合

200人

22.0%

75事業所

全集落・町内会

167,000人

17市町

包括的支援体制構築市町数 17市町

(1)包括的な支援体制の整備

- 複合的な課題を抱える相談者等に対する市町の総合相談体制の整備促進
- ・市町の総合相談体制において関係機関等との調整等を行う相談支援包括化推進員を育成
- 生活困窮者の抱えている課題を分析し、自立を促進

(2)福祉サービスの質の向上

- ・県社協に設置した運営適正化委員会で利用者からの苦情を適切に解決
- ・社会福祉法人に対し福祉サービス第三者評価制度の利用を促進

4 市町への支援、計画の推進

- 市町地域福祉計画の改定に対する助言
- ・国の制度改正や新規事業に関する情報提供

【目標数值】

社会福祉法改正による追加項目を地域福祉計画に 盛り込んだ市町数 17市町